

20年3月14日日 経朝

臨時休校で仕事休む従業員 郵政、年休優先を指示

不満相次ぎ撤回へ

日本郵政グループが新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休校で仕事を休む保護者に対し、政府の助成対象となる特別休暇ではなく年次有給休暇（年休）を優先してとるよう従業員に指示したことがわかった。従業員の意思で取得すべき年休で対応するよう事実上求めたことに不満や批判が出ており、郵政は撤回する方針を固めた。

事業運営が滞る場合は会社が取得時期を変えられるため、年休を優先するよう指示したという。従業員は3年間使える年休を温存できる。現場からは政府の要請で休まざるを得なくなったのに大事な年休を使うことに不満が出ている。加藤勝信厚生労働相は13日の記者会見で「年休は使用者が『この時期に取りなさい』と一方的に取得させることはできない」と述べた。

郵政は年休が残っていない従業員は労働基準法で「時季変更権」が認められ、

政府は休校要請にあわせ、保護者が特別休暇を

同社人事部は「全国一律サービスの履行義務のため職場の全員が休む事態は避けたい」と説明。郵政は年休が残っていない従業員は労働基準法で「時季変更権」が認められ、